## 租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1		の対象とした	自然災害共済に係る異常危険準備金の積立率並びに洗替保証限度率の引
	租税特別:	措置等の名称	き上げ
			(国税 36) (法人税)
			(地方税 36) (法人住民税、事業税)
2	要望の内	容	消費生活協同組合の自然災害共済に係る異常危険準備金制度のうち、 租税特別措置法第57条の5第1項に定める積立率について、当年度共済 掛金の「百分の十五」とされているところを「百分の三十」とする。 また、同法第57条の5第7項に定める洗替保証限度率について、当年 度保険料等の「百分の七十五」とされているところを「百分の百」とする。
3	担当部局		厚生労働省社会・援護局地域福祉課消費生活協同組合業務室
4	評価実施	時期	平成24年8月
5	租税特別 年度及び	措置等の創設 改正経緯	平成 12 年度 制度適用
6	適用又は延長期間		恒久措置
7	必要性等	① 政策目的 及びその 根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》  消費生活協同組合法に基づく消費生活協同組合は、一定の地域又は職域による人と人の結合であって、協同互助の精神に基づき、組合員の生活の文化的経済的改善向上を図ることを目的としている。消費生活協同組合が行う共済事業においては、共済契約者たる組合員の保護のため、共済金の円滑な支払いが必要とされるところ。 予想外の損害が発生した場合にも、消費生活協同組合が共済金を円滑かつ確実に共済契約者に支払うため十分な異常危険準備金の積立てを促すことにより、共済契約者たる組合員の保護を図る。  《政策目的の根拠》 共済事業を行う消費生活協同組合は、消費生活協同組合法第50条の7により、責任準備金の積み立てが義務づけられており、責任準備金の一つである異常危険準備金については、消費生活協同組合法施行規則において、共済契約に基づく将来の債務を確実に履行するため、将来発生が見込まれる危険に備えて計算した金額を積み立てなければいけないことが明記されている。
		<ul><li>② 政策体系</li><li>における</li><li>政策目的</li><li>の位置付け</li><li>け</li><li>③ 達成目標</li></ul>	基本目標で ナショナル・ミニマムを保障し、利用者の視点に立った質の高い福祉 サービスの提供等を図ること。 施策大目標 2 - 1 地域社会のセーフティネット機能を強化し、地域の要援護者の福祉の 向上を図ること。 《租税特別措置等により達成しようとする目標》
		及び測定 指標	組合員に契約どおりの共済金が確実に支払われる環境整備を図るため、自然災害共済にかかる異常危険準備金を確実に積み立てることにより、「通常の危険率を超える損害」に対応できる財政基盤を確保させる。

				《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 異常危険準備金の積立残高。
				《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 組合員に契約どおりの共済金が確実に支払われる環境整備を図る観点 から、異常危険準備金の積み立てを税制が支援するものであり、今後大 規模な自然災害が発生した際の共済金の円滑な支払いに寄与する。
8	有効性 等	1	適用数等	8組合(平成24年度見込み)
		2	減収額	3, 095 百万円
		3	効果・達成 目標の実 現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 21 年度~平成 23 年度) 〇異常危険準備金積立残高
				71,000 百万円(平成 23 年度) 67,111 百万円(平成 22 年度) 77,665 百万円(平成 21 年度)
				《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 12 年度~平成 23 年度) 本措置により、自然災害共済実施組合の税負担を軽減することで、契
				約者たる組合員の保護を目的として、「通常の危険率を超える損害」に対応できる財務基盤を確保するため、異常危険準備金の積立てが行われており、一定の効果がある。
				模な自然災害が発生した際に共済金が支払われないおそれがある。
				《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 12 年度~平成 23 年度) 本措置により、自然災害共済実施組合の税負担を軽減することで、契
				約者たる組合員の保護を目的として、「通常の危険率を超える損害」に対応できる財務基盤を確保するため、異常危険準備金の積立てが行われている。
9	相当性	1	租税特別 措置等に よるべき 妥当性等	今後大規模な自然災害が発生した場合にも、消費生活協同組合が共済金を円滑に契約者に支払えるよう、租税特別措置により税負担を軽減することにより早期・計画的で十分な異常危険準備金の積立てに寄与するものであり妥当なものである。

			他の支援 措置や義 務付け等 との役割 分担	他の支援措置はない。
		3	地方公共 団体が協 力する相 当性	税負担の軽減をすることで、異常災害の発生に備えるための適正な水準までの準備金の積立てを促す措置であり、地方税においても同様の措置が必要である。 また、全国各地で生じる異常災害に対し、被災者の生活及び経済活動の復旧に必要となる円滑かつ確実な共済金の支払いに資するものであることから、地方公共団体が一定の措置を講ずることは妥当である。
10	有識者の見解			なし
11	前回の事前評価又は事 後評価の実施時期			なし